

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表

<ユニット型個室>

※介護保険負担割合2割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(2割負担分)											介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	特定介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費	食費	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計(目安)
	基本サービス費 (日)	日常生活継続支援加算 (日)	看護体制加算Ⅰ (日)	看護体制加算Ⅱ (日)	夜勤職員配置加算Ⅰ (日)	個別機能訓練加算Ⅰ (日)	個別機能訓練加算Ⅱ (月)	科学的介護推進体制加算 (月)	栄養マネジメント強化加算 (日)	褥瘡マネジメント加算 (月)	サービス合計×1.045 (地域区分調整)						
要介護1	652	46	4	8	18	12	20	50	11	13	54,188	所定単位数 × 加算率8.3%	所定単位数 × 加算率2.7%	所定単位数 × 加算率1.6%	2,006	1,800	173,011
要介護2	720	46	4	8	18	12	20	50	11	13	59,086				2,006	1,800	177,940
要介護3	793	46	4	8	18	12	20	50	11	13	64,356				2,006	1,800	183,241
要介護4	862	46	4	8	18	12	20	50	11	13	69,347				2,006	1,800	188,294
要介護5	929	46	4	8	18	12	20	50	11	13	74,152				2,006	1,800	193,161

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

* 1単位あたり10.45円の計算となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されております。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算Ⅰ・特定処遇改善加算Ⅰ…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、経口維持加算Ⅰ(400単位/月)Ⅱ(100単位/月)、ADL維持等加算Ⅰ(30単位/月)、Ⅱ(60単位/月)、看取り介護加算Ⅰ(72単位/死亡日45日前~31日前、144単位/日、死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、口腔衛生管理加算Ⅰ(90単位/月)Ⅱ(110単位/月)、排泄支援加算Ⅰ(10単位/月)Ⅱ(15単位/月)Ⅲ(20単位/月)、認知症専門ケア加算Ⅰ(3単位/日)Ⅱ(4単位/日)、生活機能向上連携加算Ⅰ(100単位/月)Ⅱ(200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。

特別養護老人ホーム もみじ館 利用料金表

<ユニット型個室>

※介護保険負担割合3割対象の方

令和4年10月現在 (単位 円)

介護度	介護保険サービス費(3割負担分)											介護職員処遇改善加算(I)	特定介護職員処遇改善加算(I)	介護職員等ベースアップ等支援加算	居住費 (円)	食費 (円)	1ヶ月ご利用の場合の自己負担額合計(目安)
	基本サービス費 (日)	日常生活継続支援加算 (日)	看護体制加算I (日)	看護体制加算II (日)	夜勤職員配置加算I (日)	個別機能訓練加算I (日)	個別機能訓練加算II (月)	科学的介護推進体制加算 (月)	栄養マネジメント強化加算 (日)	褥瘡マネジメント加算 (月)	サービス合計×1.045 (地域区分調整)						
要介護1	652	46	4	8	18	12	20	50	11	13	54,188	所定単位数 × 加算率8.3%	所定単位数 × 加算率2.7%	所定単位数 × 加算率1.6%	2,006	1,800	200,508
要介護2	720	46	4	8	18	12	20	50	11	13	59,086				2,006	1,800	207,886
要介護3	793	46	4	8	18	12	20	50	11	13	64,356				2,006	1,800	215,853
要介護4	862	46	4	8	18	12	20	50	11	13	69,347				2,006	1,800	223,448
要介護5	929	46	4	8	18	12	20	50	11	13	74,152				2,006	1,800	230,733

※平成30年4月1日から介護報酬改正により、水戸市は地域区分5級地に該当しました。

* 1単位あたり10.45円の計算となります。

居住費・食費に関しては、課税状況や年金収入・資産の状況に応じて4段階に区分されておられます。

※上記の1ヶ月の利用料は、31日で計算しております。

※介護職員処遇改善加算I・特定処遇改善加算I…所定単位数×加算率(8.3+2.7)%

* 所定単位数とは、基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数です。

※状況により次の加算が追加される場合があります。

初期加算(30単位/日 30日限度)、入院・外泊時加算(246単位/日)、療養食加算(6単位/回)、経口維持加算I(400単位/月)II(100単位/月)、ADL維持等加算I(30単位/月)、II(60単位/月)、

看取り介護加算I(72単位/死亡日45日前~31日前、144単位/日、死亡日以前4日以上30日以下、680単位/日…死亡日前日及び前々日、1,280単位/日…死亡日)、口腔衛生管理加算I(90単位/月)II(110単位/月)、

排泄支援加算I(10単位/月)II(15単位/月)III(20単位/月)、認知症専門ケア加算I(3単位/日)II(4単位/日)、生活機能向上連携加算I(100単位/月)II(200単位/月)、再入所時栄養連携加算(400単位/回)

※その他費用

* 各種教室(茶道250円、陶芸300円)、理美容代(事業者指定による実費負担800円、1650円/利用時)、預かり金(3000円/月)

* ご利用者の希望される特別または固有の食事、施設外外出企画・施設行事イベントにおける発生費用、固有の日用品費、訪問販売購入品等については、実費自己負担となります。